

沼津市勤労者住宅建設資金利子補給要綱

平成10年3月31日

告示第32号

(趣旨)

第1条 市長は、給与所得勤労者の住宅の建設、購入又は改良（以下「住宅の建設等」という。）を促進するため、自ら居住するために住宅の建設等を必要とする勤労者に住宅建設資金を貸し付ける静岡県労働金庫（以下「労働金庫」という。）に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(利子補給)

第2条 市長は、労働金庫との契約に基づき労働金庫が勤労者に貸し付けた住宅建設資金（以下「貸付金」という。）について、利子補給金を交付する。

(利子補給の対象)

第3条 利子補給の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 勤労者が自ら居住するもの
- (2) 労働金庫から資金の貸付けを受けるもの
- (3) 市内に建設等をするもの
- (4) 専用住宅であるもの又は床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅の当該居住の用に供する部分であるもの
- (5) 居住の用に供する部分の床面積が住宅金融公庫の融資の対象となるものであって175平方メートル以下のもの（二世帯住宅にあっては、280平方メートル以下のもの）

2 利子補給の対象となる土地（以下「対象土地」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 勤労者が自ら居住する住宅を建設するもの
- (2) 労働金庫から資金の貸付けを受けるもの
- (3) 市内の土地であり、購入後1年以内に住宅を建設するもの

(利子補給対象貸付金)

第4条 貸付金のうち利子補給の対象となる額（以下「対象貸付金」という。）は、

1 件につき、1,000万円を限度とする。

(利子補給期間)

第5条 利子補給の期間は、第1回の返済日から10年とする。ただし、その期間に当該対象住宅又は当該対象土地を他に転用し、譲渡し、若しくは貸与したとき、又は第3条第2項第3号に規定する期間内に住宅を建設しないときは、以後の利子補給を打ち切る。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、利子補給の対象年度ごとに区分し、毎年度4月1日から9月30日まで(以下「前期」という。)及び10月1日から3月31日まで(以下「後期」という。)の各期間における貸付金につき、対象貸付金を次の条件により借入れたものとして算出した利子の額とする。

(1) 利率 年 0.5パーセント

(2) 返済期間 10年

(3) 返済方法 元利均等月賦償還又は元利均等月賦・半年賦償還

(利子補給金の交付申請)

第7条 労働金庫は、貸付金の利子補給を受けようとするときは、規則第3条第1項に定める補助金交付申請書に勤労者住宅建設資金貸付状況及び利子補給計算書を添付し市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、原則として毎年度前期分にあつては10月5日までに、後期分にあつては3月31日までに行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成10年4月1日から施行する。

(沼津市勤労者住宅建設資金利子補給要綱の廃止)

2 沼津市勤労者住宅建設資金利子補給要綱(平成4年沼津市告示第25号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に、廃止前の沼津市勤労者住宅建設資金利子補給要綱により貸し付けられた勤労者住宅建設資金については、なお従前の例による。

付 則 (平成12年3月31日告示第31号)

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に改正前の沼津市勤労者住宅建設資金利子補給要綱により貸し付けられた勤労者住宅建設資金については、なお従前の例による。

付 則（平成14年3月27日告示第37号）

- 1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この告示施行の際、現に改正前の沼津市勤労者住宅建設資金利子補給要綱により貸し付けられた勤労者住宅建設資金については、なお従前の例による。